

（災害時に備えて名簿を作成します）

『避難行動要支援者名簿』登録のご案内

町では、地震や豪雨などの災害発生時に、自力で避難することが困難な方を「避難行動要支援者名簿」に登録し、地域の方々と協力して支援する体制づくりをすすめています。

登録された方の名簿は、避難支援関係者（消防機関、民生委員・児童委員、個人情報保護の保護に関する覚書を締結した町内会等）に提供し、日頃からの見守り活動や、災害時の避難支援体制を整えるために活用します。

【避難行動要支援者名簿とは】

災害時に避難支援が必要な「避難行動要支援者」の氏名、住所、年齢、電話番号、支援を必要とする事由等、避難支援のために必要な個人情報掲載した名簿です。

【登録の対象となる方】

次のいずれかの状態にある方のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難な在宅の方（長期入院・施設への入所者は除く）
①介護保険法による要介護度が3～5の方

②身体障害者手帳1・2級の方

③療育手帳A判定の方

④精神障害者保健福祉手帳1級の方

⑤上記①～④以外の方で、高齢や難病等の理由により支援を必要とする方

※これまでは、『75歳以上の高齢者のみの世帯の方』も名簿対象としておりましたが、対象者の要件を見直し、年齢要件による登録は除くこととしました。ただし、①～④以外の方であっても、自力での避難が困難なため登録を希望される方は、登録届を提出していただくことで名簿登録が可能です。

【登録手続き】

①～④に該当する方に対して、6月中旬に名簿への登録の希望について確認するため、案内を郵送いたします。（既に同意の有無の確認を得ている方には送付しません）

⑤により支援を必要とする方は、登録届を提出してください。

【届出窓口】

・保健福祉課高齢者福祉係

・危機対策課防災係

・落部支所

・熊石総合支所住民サービス課

【登録を希望される方へ】

災害の発生は予測が困難であり、支援する方の不在や被災の可能性もあるため、名簿への登録は災害時の支援を必ず保証されるものではないことをご理解くださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係

（シルバープラザ内）

☎01377-6412111

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-213111

八雲税務署からのお知らせ

【問い合わせ先】

八雲税務署 ☎01377-6312148

※自動音声がかかりますので「2」を選択してください

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。採用試験の概要は次のとおりです。

【受験資格】

①令和6年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方

②令和7年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

【申込受付期間】

（インターネット申込み）

・6月14日（金）午前9時～

・26日（水）※受信有効

・申し込み専用アドレス

<https://www.w.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができません

場合、受験を希望する第1次試験地を所管する

国税局に問い合わせください。

このほか試験の詳細については、国税庁HPをご覧ください。また、札幌国税局人事第2課採用担当または八雲税務署総務課にお問合せください。

国税に関する相談は、チャットボット「ふたば」をご利用ください！

所得税の定額減税、所得税および消費税の確定申告、Tax・作成コーナーの操作方法、インボイス制度について、質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力していただくと、AI（人工知能）を活用して自動で回答します。土日、夜間でもご利用いただけます。



国税庁 ふたば